

富津市における「保育の必要性の認定基準」

1 保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定基準については、国の規則で定められ、市町村で決定すべき「就労の下限時間」は先の会議で決定したことから、現行制度の「保育の実施に関する要件」との変更点等を比較・整理すると次のようになります。 ※下線部分が変更箇所

| 新制度(国) 子ども・子育て支援法施行規則 | 現行制度(富津市) 保育の実施に関する条例 | 新制度(富津市案) 仮称)保育の必要性の認定に関する規則 |
|--|---|--|
| 保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当すること。 | 保護者及び同居の親族その他の者が次の各号のいずれかに該当すること。 | 保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当すること。 |
| 1 1月48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。 | 1 <u>1月60時間以上居宅外又は居宅内において児童と離れて家事以外に労働することを常態とすること。</u> | 1 <u>1月48時間以上労働することを常態とすること。</u> <u>(1日4時間以上かつ月12日以上)</u> |
| 2 妊娠中又は出産後間がないこと。 | 2 妊娠中又は出産後間がないこと。 | 2 妊娠中又は出産後間がないこと。 |
| 3 疾病、負傷又は精神若しくは身体に障害を有していること。 | 3 疾病、負傷又は精神若しくは身体に障害を有していること。 | 3 疾病、負傷又は精神若しくは身体に障害を有していること。 |
| 4 同居の親族(長期間誘因等の親族を含む。)を常時介護又は看護していること。 | 4 同居の親族(長期間誘因等の親族を含む。)を常時介護又は看護していること。 | 4 同居の親族(長期間誘因等の親族を含む。)を常時介護又は看護していること。 |
| 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 | 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 | 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 |
| 6 求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っていること。 | 6 求職活動又は | 6 求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っていること。 |
| 7 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)していること。 | 就労のための研修訓練に携わっていること。 | 7 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)していること。 |
| 8 虐待やDVのおそれがあること。 | 7 <u>死亡、行方不明、離婚、拘禁等の理由により児童と同居していないこと。</u> | 8 <u>虐待やDVのおそれがあること。</u> |
| 9 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。 | 9 その他上記に類推する状態にあること。 | 9 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。 |
| 10 その他上記に類推する状態として市町村が認める場合。 | 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。(内規で運用) | 10 その他上記に類推する状態として市町村が認める場合。 |

2 保育優先利用の基準

本市においては、待機児童が発生していない状況ですが、希望施設への利用調整においての判断基準にもなるため、国で定める基準に従い次のとおりとします。

| 優先理由 | |
|------|------------------------------|
| 1 | ひとり親家庭 |
| 2 | 生活保護世帯 |
| 3 | 生活中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 |
| 4 | 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 |
| 5 | 子どもが障害を有する場合 |
| 6 | 育児休業後に復職する場合 |
| 7 | 兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合 |
| 8 | 認定こども園の卒園児童 |
| 9 | その他市長が定める場合 |